

# 令和8年度岐阜県清流の国ぎふ地域活動促進事業 募集要領

令和7年10月6日  
岐 阜 県

## 第1 はじめに

県民が森や川の公益的機能により多くの恩恵を受けていることから、一人ひとりが森づくり・川づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森や川を社会全体で支えていく活動を促進する必要があります。

このため、本県では、県内の団体、法人が主体となって行う森づくり・川づくり及び水環境等の保全活動を促進する清流の国ぎふ地域活動促進事業（以下「事業」という。）を実施することとし、事業の実施者を以下のとおり募集します。

## 第2 対象となる事業等

1 対象となる事業は以下のとおりとします。ただし、地方公共団体が実施すべき事業及び団体、法人の利益に供する事業は除きます。

- (1) 県民参画を促進する森づくり・川づくりの活動
  - ・森や川の機能や果たす役割の重要性を広く県民へ情報発信する活動
  - ・県民等による森づくり・川づくりの取組みを広く県民へ情報発信する活動
  - ・県民等が身近な森や川で主体的に森づくり・川づくりに参加するボランティア活動
  - ・その他県民参画を促進する森づくり・川づくりの活動と認めるもの
- (2) 水環境や生物多様性の保全を目指す活動
  - ・水環境や生物多様性の重要性を広く県民へ情報発信する活動
  - ・県民等による水環境や生物多様性保全の取組みを広く県民へ情報発信する活動
  - ・県民等が主体的に水環境や生物多様性の保全活動に参加するボランティア活動
  - ・その他水環境や生物多様性の保全を目指す活動と認めるもの
- (3) 子どもたちのための森づくり・川づくりの活動
  - ・豊かな自然を子どもたちに引き継ぐための活動
  - ・その他子どもたちの豊かな心を育むための活動と認めるもの

2 事業の実施期間

事業は、補助金の交付決定日から令和9年3月10日（水）までに完了することができるものに限りま

## 第3 補助対象経費及び補助率等

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びその補助率は別表1のとおりです。ただし、補助金の額は300千円以上2,000千円以下とします。

## 第4 事業実施の条件

- 1 事業の実施場所は、原則、県内とします。ただし、森・川・海の流域一体での環境保全活動など県外の上下流域と連携した活動が必要となる場合は、県内に加え県外での活動も対象とすることができます。
- 2 事業の実施について、事業の実施場所の土地所有者、土地使用権限者、その他当該場所の使用等について権限を有する者の許可又は同意等が得られるものとします。

## 第5 応募の対象者

本事業に応募できる団体及び法人（以下「事業者」という。）は、次のいずれかとします。ただし、応募申請時には設立見込みでも可とします。（交付申請時までの設立は必須）

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人であって、次の要件をすべて具備しているもの。
  - ①自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
  - ②事業の趣旨・目的を十分に理解し、そのPRや普及活動に積極的に取り組むことができること。
  - ③補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。
  - ④宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

- ⑤特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
  - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団または暴力団員の統制下でないこと。
  - ⑦実施事業の公表に異議がないこと。
  - ⑧その他、本事業の適正な実施が認められること。
- (2) 県内に活動の本拠を置く3名以上で構成する団体であって、規約その他の規程を有し、次の要件をすべて具備しているもの。
- ①(1)の①から⑧までの要件をすべて満たすこと。
  - ②団体の代表者、役員、構成員、事務局、代表者の代表権の範囲が定められていること。
  - ③団体の意思決定方法が定められていること。
  - ④団体の事務及び会計処理の方法が定められていること。

## 第6 事業の応募

- 1 事業の応募は、応募要領に定める以下の書類（以下「応募申請書等」という。）を作成のうえ提出してください。ただし、書類は、日本産業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。申請書での使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- (1) 応募申請書（様式第1号）
  - (2) 活動計画書（様式第2号）
  - (3) 活動実施箇所の位置図
- ※このほか、必要に応じて資料を添付してください。
- ※応募申請書には、設計書、見積書等積算の根拠となる資料の添付は求めません。ただし、委託料及び工事請負費については、事業者等へおおよその経費を確認し、計画を作成してください。これらの経費については、ヒアリングの際に設定根拠を確認します。
- ※各様式は岐阜県のホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/283027.html>) からダウンロードできます。
- 2 応募申請書等は、郵送、持参又は電子メールの方法により事業の実施場所を所管する農林事務所に提出してください。ただし、事業の実施場所が複数あり、所管する農林事務所が複数となる場合は、岐阜県林政部森林活用推進課に提出してください。（郵送、持参の場合は2部提出願います。）<別記>の応募申請書等提出先一覧を参照願います。

## 第7 応募受付期間

令和7年10月6日（月）から令和7年11月7日（金）17時15分（必着）まで  
（閉庁日を除く、8時30分から17時15分まで）

## 第8 応募に際しての注意事項

- 1 失格又は無効  
次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。
- (1) 受付期限を過ぎて応募申請書等が提出された場合
  - (2) 応募申請書等に虚偽の内容を記載した場合
  - (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - (4) 本要領に違反すると認められる場合
  - (5) その他、応募に関して担当者の指示に従わなかった場合
- 2 複数応募の禁止  
同一団体から複数の事業の応募はできません。ただし、県の同意がある場合についてはこの限りではありません。
- 3 応募申請書等の変更の禁止  
提出期限後の応募申請書等の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。
- 4 書類の返却  
応募申請書等は、原則返却しません。
- 5 費用負担  
応募申請書等の作成及び提出等に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

## 6 その他

- (1) 応募申請書等の提出をもって、応募者が募集要領の記載内容に同意したものとみなします。
- (2) 提出された応募申請書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (3) 応募申請書等の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を岐阜県林政部森林活用推進課に提出してください。

## 第9 応募申請書等の審査

- 1 応募者に対し、事業内容のヒアリングを実施します。
- 2 応募申請書等の審査は、県の庁内審査会等が行います。
- 3 審査は別表2 清流の国ぎふ地域活動促進事業審査基準に基づき行います。
- 4 審査会の審査結果に基づいて予算の範囲内で事業を選考し、その結果を応募者に通知します。  
(今後の予定スケジュール)

R7.10.6～R7.11.7	募集
R7.11月中旬	事業内容についてのヒアリング（県内総合庁舎（6箇所程度）にて実施予定）
R8.1月～2月	審査期間
R8.3月下旬	採択額の通知（内示）
R8.4月～	交付申請書の受付開始

## 第10 留意事項

- (1) 本事業の予算について  
岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、事業の執行は行いませんので、予めご承知おき願います。  
なお、上記に伴い、当該事業の応募者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担しません。
- (2) 業務の一括委託の禁止  
事業者は、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。
- (3) 個人情報の保護  
事業者は、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければなりません。
- (4) 守秘義務  
事業者は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。
- (5) 採択後の手続き  
応募事業が採択を受けた場合、事業実施までに、補助金交付申請書の提出、補助金交付の決定の手続きが必要となります。  
交付申請は令和8年4月1日（水）以降の手続きとなります。交付申請書の受付後、交付決定を行うまでには通常1～2週間ほど必要となりますのでご承知おきください。  
※採択後の手続きの流れ：採択通知⇒交付申請⇒交付決定⇒事業実施（着手届）
- (6) 土地所有者等の同意  
交付申請にあたっては、原則、土地所有者等の同意を得ていることを確認できる書面の添付が必要となります。

## 第11 問い合わせ先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁14階）  
岐阜県林政部森林活用推進課 森林活用係  
TEL：058-272-8472（直通）  
FAX：058-278-2702  
e-mail：[c11513@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11513@pref.gifu.lg.jp)

<別記>

## 応募申請書等提出先一覧

事務所名	住所・電話番号	所管市町村（事業の実施場所）
岐阜農林事務所 林業課 林務係	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 058-214-7408（直通） c24801@pref.gifu.lg.jp	岐阜市、羽島市、各務原市 山県市、瑞穂市、本巣市 岐南町、笠松町、北方町
西濃農林事務所 林業課 林務係	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎 0584-73-1111（代） c24802@pref.gifu.lg.jp	大垣市、海津市、養老町 垂井町、関ヶ原町、神戸町 輪之内町、安八町
揖斐農林事務所 林業課 林務係	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎 0585-23-1111（代） c24803@pref.gifu.lg.jp	揖斐川町、大野町、池田町
中濃農林事務所 林業課 林務係	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 0575-33-4011（代） c24805@pref.gifu.lg.jp	関市、美濃市
郡上農林事務所 林業課 林務係	〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎 0575-67-1111（代） c24806@pref.gifu.lg.jp	郡上市
可茂農林事務所 林業課 林務係	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎 0574-25-3111（代） c24804@pref.gifu.lg.jp	美濃加茂市、可児市、坂祝町 富加町、川辺町、八百津町 七宗町、白川町、東白川村 御嵩町
東濃農林事務所 林業課 林務係	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 0572-23-1111（代） c24807@pref.gifu.lg.jp	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那農林事務所 林業課 林務係	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 0573-26-1111（代） c24808@pref.gifu.lg.jp	中津川市、恵那市
下呂農林事務所 林業課 林務係	〒509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎 0576-52-3111（代） c24810@pref.gifu.lg.jp	下呂市
飛騨農林事務所 林業課 林務係	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 0577-33-1111（代） c24809@pref.gifu.lg.jp	高山市、飛騨市、白川村
岐阜県庁 森林活用推進課 森林活用係	〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号 岐阜県庁 058-272-8472（直通） c11513@pref.gifu.lg.jp	<u>事業の実施場所が複数あり、 所管する農林事務所が複数と なる場合</u>

別表 1 (補助の対象となる経費及び補助率)

1 補助対象経費

区分	費目	摘要	厳守事項
人的活動費	賃金	専門的技術作業、 機械操作作業等に係る 賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者の構成員への賃金は対象外。</li> <li>・1人1時間あたりの上限額を1,190円、 1人1日あたりの上限額は8,330円とする。</li> </ul>
	報償費	講師、指導者、専門技 術者等への謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者の構成員への謝金は対象外。</li> <li>・1時間あたりの上限額を2,800円とし、1日 あたり4時間を上限とする。</li> </ul>
	旅費	講師、指導者、 専門技術者等への旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者の構成員への旅費は対象外。</li> <li>・原則として実費弁償とする。</li> <li>・宿泊に係る経費は対象外とする。</li> <li>・公共交通機関利用の場合は実費</li> <li>・自家用車利用の場合は、(距離×37円/km)と 高速道路料金。</li> </ul>
その他活動 経費	需用費	(消耗品費) 事業実施に直接必要な 事務用品や資料等の購 入費 (燃料費) チェーンソーや草刈機用 の燃料費等 (印刷製本費) 募集チラシや資料の資 料印刷代、写真現像代 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料費は対象外。</li> <li>但し、活動中の水分補給を目的としたもの及び活 動の性質上、特に必要な場合はこの限りでない。</li> <li>・自家用車の燃料費は対象外。</li> </ul>
	役務費	通信運搬費 傷害保険料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の用途との使用の区別が困難な電話・FAX代 等は対象外。</li> </ul>
	委託料	木材の製材、加工 危険木の伐採等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の主たる部分を委託する場合は対象外。</li> </ul>
	使用料及び 賃借料	会場、車両、機材等の 使用料及び賃借料等	
	工事請負費	施設の木質化、ビオト ープ整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負のみの事業は対象外。</li> </ul>
	原材料費	環境教室に必要な材料 代等	

	備品購入費 (単価5千円以上の物品(消耗品及び原材料品を除く。)の購入に要する経費)	機械、器具 木製品購入費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動に必要な機械・機器は、原則、リース等により調達すること。</li> <li>ただし、リースと比較検討し、購入の方が費用対効果が高いと認められる場合のみ購入を可能とする。</li> <li>購入額については事業計画の内容を勘案して決定する。</li> </ul>
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の内容を勘案して決定する</li> </ul>

## 2 補助対象外経費

いかなる理由にもかかわらず以下に掲げる経費は補助の対象としない。

### (1) 団体等の運営に関する費用

①団体等の運営に必要な恒常的経費(家賃、電気料金、電話・FAX使用料)

②団体等の会報の作成費及び送料などに関する費用

### (2) 他団体への補助(助成)等を目的とした費用

### (3) 資格の取得に要する費用

### (4) 販売を目的としたものに係る経費

### (5) 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費(服、靴等)

### (6) ポイントや商品券等を使用して支払った経費(経費の一部に利用した場合は、利用したポイント等相当額)

### (7) その他本事業として相応しくない費用(飲食に関する費用、送料、振込手数料等)

## 3 補助率

対象範囲	補助率
補助対象経費が500千円以下の部分	補助対象経費の10分の10以内
補助対象経費が500千円を超える部分	補助対象経費の2分の1以内

※ただし、申請件数が多い場合等により、予算額を超える要望があった場合、上記補助率により補助できない場合があることについて予めご承知おき願います。

## 1 審査項目及び評価内容

事業計画書	審査項目	評価の観点	評点
事業目的	①必要性	●県民共有の財産である森や川を社会全体で支えていく森づくりや川づくりを促進するために実施する必要性が高いか	4 段階 評価
	②公益性	●活動内容は営利を目的とするものではなく、実施要領第3第1項(1)～(3)に合致する事業か	
事業内容	③具体性	●事業の実施に必要な事項が計画されているか ●事業の実施に必要な事項の内容が具体的なものか (事業の実施に必要な項目) ・活動内容 ・活動準備(広報計画、参加者の募集方法、作業委託方法など) ・活動体制(指導者の配置、安全対策など)	
	④独自性	●既存の事業にとらわれない、特徴的な事業か ●事業効果を高めるための創意工夫がなされているか	
	⑤効果性	●不特定多数の県民へ働きかける事業となっているか ●県民自らが、森づくり、川づくり、人づくり、仕組みづくりを進めるために取り組む事業か ●森林・環境税のPRに資する事業となっているか	
収支予算	⑥妥当性	●事業の実施に必要な項目、金額が計上されているか ●項目別の金額が事業を実施するにあたり妥当なものか (特に委託料、工事請負費について、事業を実施するにあたり妥当なものか)	
次年度以降の事業計画	⑦発展性	●事業に新たな展開や将来性があり、事業成果の広がりが期待できるか (継続事業については、内容の拡充等の計画があると望ましい) ●補助制度終了後の事業継続性があるか	

## 2 審査会における4段階評価

評価区分	点
大変高く評価できる	4
高く評価できる	3
あまり評価できない	2
全く評価できない	1

## 3 採択事業の決定方法

- ・各委員の評点の合計値が高い事業から採択事業を決定する。
- ・ただし、各審査項目において「全く評価できない(評点1)」とする評価がなく、かつ、各委員の評点の平均値が16点以上である事業を採択の対象とする。
- ・審査会は採択の際、条件を付すことができる。